別表（第2条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 地域における人口減少抑制や生活に必要な機能やサービスの維持・確保に向けた取り組みにおける以下の事業ソフト事業謝金、旅費、消耗品費、材料費、燃料費、使用料、賃借料、通信費、運搬費、修繕費（恒常的に発生する維持管理に係るものを除く。）、その他村長が必要と認める経費ハード事業設計管理費、工事費、備品購入費、その他村長が認める経費 |
| 補助事業主体 | 地域住民が主体となって、地域住民や地元事業者との話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービス提供等の地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う地域運営組織等で、以下に掲げる団体。（１）地域住民により構成される任意団体（２）公民館、自治会等の地縁的組織（３）ＮＰＯ法人、公益社団法人、一般社団法人（４）民間事業者（５）その他知事が補助対象事業者として適当と認める団体　 |
| 事業の期間 | 事業採択した年度の属する年度から起算して2か年以内とする。 |
| 補助率及び補助限度額 | 補助率：１０／１０補助限度額：6,000千円　ただし、採択初年度に交付する補助金は3,000千円以内とする。※１　補助金の交付決定額、確定額は1千円未満を切り捨てる。※２　事業実施で収入が生じる場合で、補助対象経費から事業収入を差し引いた額が補助金の交付決定額を下回るときは、当該差し引いた額を補助金として交付する。 |
| 採択条件 | １　地域の維持・活性化に資する事業であること。２　地域住民の課題意識や取り組み事項に関する話し合いの経過や参画の方法が明確となっていること。３　補助終了後に活動を継続するための運営体制が明らかになっていること４　取り組みの目標・目的が明確であること５　景観・環境に配慮した事業であること |